

四日市市病院管理規程第3号

市立四日市病院企業職員の給与の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年6月1日

四日市市病院事業管理者 蜂須賀 丈博

市立四日市病院企業職員の給与の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程

市立四日市病院企業職員の給与の額及び支給方法等に関する規程（平成18年病院管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|-----|--|-----|
| 別表第1（第3条関係） | | 別表第1（第3条関係） | |
| 市立四日市病院企業職員の初任給及び職務の級の分類基準等に関する規程別表第1イに掲げる職務の級 | 月額 | 市立四日市病院企業職員の初任給及び職務の級の分類基準等に関する規程別表第1イに掲げる職務の級 | 月額 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| <u>備考</u> 職員が、循環器内科、外科（消化器外科、乳腺外科を含む）、心臓血管外科に所属する場合には、別表に定める額に30,000円（循環器専門医、循環器内科専門医、消化器外科専門医、心臓血管外科専門医の場合には50,000円）を加算する。 | | | |

附 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。